

豊橋市の地区市民館は

生涯学習センターに 名称を変更します！

令和6年
4月1日
から

地域の生涯学習の拠点であることをより明確にします！

一部営利活動の使用が出来るようになります。

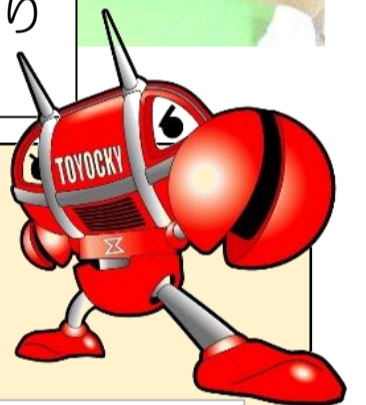
《 名称の変更 》

生涯学習の拠点であることを明確にし、校区市民館との名称のまぎらわしさを解消するため、生涯学習センターと名称変更します。



《 営利活動の使用 》

施設利活用の幅を広げるため、これまで禁止としてきた営利目的の使用が一部可能となります。



市民の自主グループや自治会等
非営利目的のグループ、団体は

受付が早く
ないます

使用する日の2か月前の
1日から申請受付開始

令和6年4月使用分から
使用申請の受付開始を
これまでより1か月前倒しします。

令和6年4月使用分は2月1日（木）から使用申請を受付ます。

使用できる営利目的の活動とは

窓口で使用申請の相談や申請書提出の際、
チェックシートにより使用目的等を確認します。

営利団体や企業、個人事業者等による市民の生涯学習活動に資する活動

生涯学習に関する各種教室の開催

例：ダンス、フィットネス、料理、楽器、書道、絵画、外国語、学習塾等

使用する日の1か月前の
1日から申請受付開始

使用料金は通常料金の3倍の金額になります。

令和6年4月使用分は3月1日（金）から使用申請を受付ます。

ご注意ください

直接的な営利活動(物品の販売、商品の紹介・展示、試食、
実演、契約行為等)は令和6年4月以降も使用できません。